政令第三百九十九号

地 方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令

内 閣は、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、

の政令を制定する。

地 方自 治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令 (平成七年政令第四百八号) の一

部を次のように改正する。

「越谷市」を「越谷市 呉市 佐世保市」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(地域保健法施行令及び大気汚染防止法施行令の一部改正)

第二条 次に 掲げる政令の 規定中 呉市、 を「及び」に改め、 「及び佐世保市」 を削る。

地域! 保健法施行令 (昭和二十三年政令第七十七号) 第一条第三号

大気汚染防止法 施行令 昭昭 和四十三年政令第三百二十九号) 第十三条第 項

地地 方自 治法施行令等の一 部を改正する政令附則第五条の規定に より なおその効力を有するものとされた

同令第二十一 条の規定による改正前 の大気汚染防止法施 行令の 部改正)

第三条 地 方 自 治 法 施 行 <u>1</u>令等 \mathcal{O} 部を改正する政令 平 成二十七 年政 令第三十号) 附則第五条 の規定に ょ り

な おそ \mathcal{O} 効力を有するものとされた同令第二十一条の規定に よる改正前 の大気汚染防 止 法施 行令の 部を

次のように改正する。

第十三条第 項 中 加古川市、 呉市及び佐世保市」を「及び加古川市」 に改める。

廃 棄物 \mathcal{O} 処 理 及び 清 掃 に 関 する法律施 行令及びポ リ 塩 化 F フ エ = ル 廃 棄 物 \mathcal{O} 適 正 な処 (理の推) 進に 関する

特別措置法施行令の一部改正)

第四 条 次 に · 掲 げる政令の 規定中 「呉市、」及び 「及び佐世保市」 を削る。

廃棄物 \mathcal{O} 処理 及 び 清 掃 に 関す ^る法律: 施 行令 昭昭 和四 十六年政 令第三百号) 第二十七条第 項

ポ ij 塩 化 ピ フ エ 二 ル 廃 棄 物 \mathcal{O} 適 正 な処 理 0) 推進 に関 する特別措 置法施行令 (平成十三年政令第二百十

五号) 第四条

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令の一部改正)

第五条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(平成十二年政令第四百九十五号)の一部を

次のように改正する。

第八条第四項中「呉市、」及び「若しくは佐世保市」を削る。

(地方自治法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第六条 地方自治法施行令等の一部を改正する政令(平成二十七年政令第三十号)の一部を次のように改正

する。

附則第五条中 (以下この条において 「旧大気汚染防止令」という。)」、 「並びに 附則第五項」 及び

と、 旧大気汚染防止令附則第五項中「特定特例市」とあるのは 「特定施行時特例市」」 を削 る。

呉市及び佐世保市を地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市として指定する必要があるからで

理由